

豊田市産業パワーアップ支援補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、豊田市産業パワーアップ支援補助金の交付に関し、豊田市産業パワーアップ支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の採択申請時点から遡って市内で1年以上事業を営む^{※1}中小企業者^{※2}
- (2) 豊田商工会議所若しくは藤岡商工会、小原商工会、足助商工会、下山商工会、旭商工会、稲武商工会（以下「市内商工会」という。）又はその他市長が特別に認めた団体のいずれかの会員
- (3) 要綱第4条各号の要件を満たしていること。

※1 採択申請時点の直近1年間の事業実績があるもの（開業準備期間は含まない）。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号の定義による。
以下、例示。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業等その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、経営基盤の強化を図ることを目的とし、新たに挑戦する取組であって、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 産業における取組
- (2) 市内で実施する取組
- (3) 売上向上につながる事業転換^{※1}、事業拡大^{※2}又は業務効率化^{※3}の取組
- (4) 要綱第5条第2項の除外要件に該当しない取組

※1 現在営んでいる事業から、新たな事業に転換することをいう。

（例）主たる事業を建設業から介護サービス業に変更する

※2 現在営んでいる事業の規模を拡大することや主たる事業を維持しつつ、新たに事業に

取組むことをいう。

(例) 飲食業で新店舗を出店する。

(例) 不動産賃貸業を行いながら、新たに宿泊業に取組む。

※3 現在営んでいる事業において、業務にかかる時間や費用、人工などを削減する取り組みをいう。

(例) 小売業で POS システムを導入し、在庫管理や仕入れを効率化する。

(例) 新たな機械装置の導入により、製造にかかる時間短縮や製造数量を増やす。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税を除き単価が1点2万円以上の機械装置費、システム構築費、建設・改修費、備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費とし、その運用は以下のとおりとする。

- (1) セット販売の場合は1セットあたり2万円以上のものを補助対象経費とする。
- (2) 補助対象経費の合計額は、消費税及び地方消費税を除き10万円以上であること。
- (3) 建設・改修費を除く補助対象経費で、購入単価が消費税を除き50万円以上の場合、2者以上の相見積もり（品名又は見積項目を、比較できるもの）を取得すること。相見積もりに記載の補助対象経費を合算して比較したうえで、より安価な金額を補助対象経費の合計額とすること。
- (4) 建設・改修費は、金額によらず2者以上の相見積もりを取得し、より安価な金額を補助対象経費とすること。
- (5) 2者以上の相見積もりが必要な事業で、取得困難な場合（性質上、他者との見積比較ができない経費、取引できる事業者が1者に限られる経費など）は、1者見積もりと理由書（別紙1）を提出し、その理由が適当と認められる場合は補助対象経費とする。

5 補助金額等

- (1) 補助金の額は補助対象経費の2分の1以内とし、限度額については100万円とする。
- (2) 補助金の額は要綱第11条第1項により通知する交付決定額を上限とする。
- (3) 補助対象経費に2分の1を乗じた額（以下「補助金申請額」という。）に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (4) 備品費、ウェブサイト関連費及びプロモーション費の補助金申請額は、機械装置費、システム構築費及び建設・改修費の補助金申請額の2分の1を上限とする。

6 補助金の採択申請手続等

- (1) 公募は年度あたり2回行う。
採択申請書の受付期間は市ホームページで公表する。
- (2) 採択事業計画書(様式第1号-2)は、文字サイズ10.5ポイントで作成し、A4サイズで計5ページ以内とする。
- (3) 支援計画書(様式第1号-6)は、申請者が所属する団体が作成するものとする。
- (4) 市内における1年以上の事業実績が確認できる書類は以下のとおりとする。

	提出物	提出事実・提出年月日の確認方法
法人の場合 ①又は②のいずれかを提出	①貸借対照表及び損益計算書(直近1期分) ②確定申告書(表紙及び別表4(所得の簡易計算))と提出事実・提出年月日が確認できるものを提出	①電子申告の方 ・e-Tax受信通知(受信通知のコピーを提出) ②書面申告の方
個人事業主の場合 ①、②又は③のいずれかを提出 ※所得額に関わらず確定申告書を提出してください。	①直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)と提出事実・提出年月日が確認できるものを提出 ②所得税青色申告決算書(1~4面)と提出事実・提出年月日が確認できるものを提出 ③開業届及び提出事実が確認できるものを提出 ※収支内訳書がない場合は、貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出	・申告書等情報取得サービス(申告書等のイメージデータを提出) ・保有個人情報の開示請求(提出した申請書等の写しを提出) ・税務署での申告書等閲覧サービス(申告書等の写しを提出)

- (5) 採択審査の加点を希望する場合は、「9 審査項目(4)」に記載の追加書類を提出すること。
- (6) 申請時に採択申請チェックシート(別紙3)を提出すること。

7 豊田市産業パワーアップ支援補助金採択審査会

- (1) 事業計画の審査をするため、豊田市産業パワーアップ支援補助金採択審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- (2) 委員は、豊田市商業振興委員会委員又は産業の振興に関し優れた識見を有する者のうちから、年度ごとに市長が委嘱する。

8 審査方法

- (1) 審査会における審査は、原則として書類審査により行うものとし、非公開とする。
- (2) 各審査員が、個別に評価する。
- (3) 審査項目ごとに全審査員の評価点の平均値を算出して、全審査項目の平均値を合計したものを素点とする。素点に加点を加え、合計点が高い事業者から順に、予算の範囲内で採択事業を決定する。
- (4) 選考に必要な素点を50点とし、それに満たない事業は採択の対象としないものとする。また、基礎項目の各項目の平均値が8点未満の事業についても採択の対象としないものとする。

9 審査項目

審査は、商業・建設業でそれぞれ定める審査基準表に掲げる次の項目を基に評価する。

【共通】

(1) 基礎項目

①公共性（16点）

…市民や地域に利益のある事業であるか、地域課題の解決に繋がる事業であるか

②事業費の妥当性（16点）

…事業費を適切に積算できているか

【取り組む事業が商業の場合】

(2) 提案項目

①オリジナル性（32点）

…独創的なサービスや商品によって他社との差別化ができる事業であるか

②実効性（20点）

…目的達成に向けた優れた事業計画であるか

③将来性（16点）

…数年にわたって持続可能な事業であるか

【取り組む事業が建設業の場合】

(2) 提案項目

①チャレンジ性（32点）

…サービスや商品の独創性、作業内容の品質によって他社との差別化ができる事業であるか、売上げの向上にとどまらず、高付加価値経営を目指す具体的な取組内容があるか

②実効性（20点）

…目的達成に向けた優れた事業計画であるか

③将来性（16点）

…数年にわたって持続可能な事業であるか

（3）加点点評価（1項目につき5点とする）

- ① 専門家派遣（単に専門家の助言を受けただけでなく、助言内容を実現する取組を行う場合に加点）
- ② 小規模企業者（常時使用する従業員の数が製造業・建設業その他業種・宿泊業・娯楽業では20人以下、卸売業・小売業・サービス業では5人以下の事業者）が実施する事業
- ③ 賃上げ表明（事業によって向上した売り上げを従業員に還元する取組が見られた場合に加点）
- ④ 経営力・競争力・人材育成力・人材確保力の強化の取組（人材活躍支援補助金又は経営力強化支援補助金（旧中小企業経営力高度化事業補助金を含む）を今年度又は前年度に活用して、経営力等の向上に向けた取組が見られた場合に加点）

（4）加点点を希望する場合に必要な追加書類等

加点点①：専門家から提供された指導書（指導回数分全て）

専門家の経歴・実績が分かる資料

加点点②：申請者の概要（様式第1号－4）で確認

加点点③：従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（別紙2）

加点点④：人材活躍支援補助金又は経営力強化支援補助金（旧中小企業経営力高度化事業補助金を含む）の今年度又は前年度の交付決定通知書と確定通知書の写し

10 変更承認申請書の提出

（1）要綱第12条第3号に定める「やむを得ない事由」とは以下に挙げるものを指す。

- ①天災地変（地震、津波、洪水、台風、火山噴火、感染症、伝染病 など）
- ②社会的事変（戦争、暴動、内乱、テロ など）
- ③争議行為（ストライキ、ロックアウト、ボイコット など）
- ④依頼業者の倒産、破産

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

理 由 書
(2者以上の見積書が提出できない場合)

(1) 補助対象経費について、2者以上の見積書が提出できない理由	(2) 対象経費	(3) 説明書類の添付
<input type="checkbox"/> 性質上、他者との見積比較ができない経費（独自システムの開発・拡張等） <input type="checkbox"/> 取引できる事業者が1者に限られる経費 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>		<input type="checkbox"/> 添付あり
<input type="checkbox"/> 性質上、他者との見積比較ができない経費（独自システムの開発・拡張等） <input type="checkbox"/> 取引できる事業者が1者に限られる経費 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>		<input type="checkbox"/> 添付あり
<input type="checkbox"/> 性質上、他者との見積比較ができない経費（独自システムの開発・拡張等） <input type="checkbox"/> 取引できる事業者が1者に限られる経費 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>		<input type="checkbox"/> 添付あり

※ 2者以上の見積書が提出できない理由を説明できる書類（経費の取扱店舗のわかる資料、事業者からの通知文など）を添付してください。

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

年 月 日

豊田市長様

住 所 〒
名 称 及 び
代表者の氏名

〇〇年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）〔注1・2〕
において、従業員に対する給与総額（雇用者給与等支給額）を〇〇年度（又は〇年）〔注3〕
と比較して〇%以上増加させる方針を従業員代表の〇〇 〇〇に説明し、賃上げ方針につ
いて従業員に対する表明を行いました。

上記の賃上げ方針について、我々従業員は〇〇年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇という方法によ
って、代表者より表明を受けました。

年 月 日
従業員代表 〇〇 〇〇

（記載上の注意）

1. 法人は事業年度、個人事業主は暦年での賃上げ方針について記載してください。
2. （様式第1号-2）採択事業計画書に記載された「事業着手予定日」を含む事業年度又はその翌
事業年度における賃上げ方針について記載してください。
3. 賃上げ方針において、上記2と比較するのは、（様式第1号-2）採択事業計画書に記載された
「事業着手予定日」を含む事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額になります。

別紙3

産業パワーアップ支援補助金 採択申請チェックシート		
順番	チェック	
1		採択申請書（様式第1号）
		全ての欄に記載がされていますか 事業の実施場所が豊田市内ですか
2		採択事業計画書（様式第1号-2）
		事業内容が商業又は建設業ですか ※商業とは日本標準産業分類における「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」～「R. サービス業（他に分類されないもの）」をいい、建設業は「D.建設業」に分類される産業をいう。
		A4サイズで5ページ以内で作成されていますか 文字サイズ10.5ポイントで作成されていますか
3		採択事業経費明細書（様式第1号-3）
		補助金額は千円未満切捨てになっていますか
		予算額が税抜きで計上されていますか
		備品費、ウェブサイト関連費及びプロモーション費の補助金申請額が、機械装置費、システム構築費及び建設・改修費の補助金申請額の1/2以下になっていますか
		補助対象経費に単価が1点2万円未満のものが含まれていませんか ※補助対象となるのは単価が1点2万円以上のものに限り 資金調達の合計と必要経費の補助対象経費合計が一致していますか
4		申請者の概要（様式第1号-4） 資本金の額・従業員の人数が中小企業者の定義に合致していますか（製造業その他：3億円・300人以下、卸売業：1億円・100人以下、小売業：5千万円・50人以下、サービス業：5千万円・100人以下）
5		【法人の場合】役員名簿（様式第1号-5）
6		支援計画書（様式第1号-6） 申請者が所属する団体が作成したものですか
7		市内における1年以上の事業実績が確認できる書類 ※必要な書類は交付要領をご確認ください
8		見積書、カタログなど補助対象経費がわかる書類 1点50万円以上の対象経費は2者以上の見積書が提出されていますか ※2者以上の見積もりが困難な場合は1者見積と理由書（別紙1）を提出
9		【法人の場合】履歴事項全部証明書 ※申請日から3か月以内に発行されたもの
10		【法人の場合】定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
11		【個人事業主の場合】住民票 ※申請日から3か月以内に発行されたもの
12		豊田市商業パワーアップ支援補助金交付要綱第4条各号を満たしていることを確認しましたか
上記の内容について確認を行いましたので、豊田市商業パワーアップ支援補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。 令和 年 月 日 屋号 _____ 氏名 _____ （法人の場合は、法人名及び役職名・代表者名）		